

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：九重町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.0%
全職員	66.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	99.1%
本庁係長相当職	97.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	87.2%
26～30年	94.9%
21～25年	95.2%
16～20年	99.4%
11～15年	92.0%
6～10年	95.5%
1～5年	99.7%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員」の差異の要因として、課長相当職の女性がいないことがある。
また、扶養手当・住居手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、受給者に占める男性の割合は約8割となっているなど、男性に多く支給されている手当があるため。(役職段階別、勤続年数別においても同様。)
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の差異の要因として、給与水準の高い専門職の会計年度任用職員について、男性の比率が高いことがある。
- ・「全職員」の差異の要因として、パートタイム会計年度任用職員の女性の比率が高いことがある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。